

飛島村コミュニティバス検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会規約第21条及び飛島村地域公共交通会議設置要綱第8条に規定する専門部会として、飛島村巡回バスのあり方及び最適な運行について検討するため、飛島村コミュニティバス検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会長(以下「法定協議会長」という。)が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 議会
- (3) 区長会
- (4) 飛島村老人クラブ連合会
- (5) 飛島村社会福祉協議会
- (6) 飛島村シルバー人材センター
- (7) 村職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法定協議会長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 検討委員会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、検討委員会の事務を掌理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会においては、会長が議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 検討委員会は、審議事項に関係する部署の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

飛島村コミュニティバス検討委員会委員名簿（第2条関係）

（敬称略・順不同）

委員区分	職名	氏名	備考
第1号	名古屋産業大学環境情報ビジネス学部教授	伊豆原 浩二	
第2号	議会議員	橋本 渉	
	議会議員	鈴木 義男	
第3号	区長会長	加藤 太三夫	
第4号	飛島村老人クラブ連合会	中山 幸雄	
第5号	飛島村社会福祉協議会	服部 年秋	
第6号	飛島村シルバー人材センター	前田 正則	
第7号	副村長	立松 定昭	
	教育長	山田 信之	
	総務部長	服部 高幹	
	開発部長	井田 晴己	
	民生部長	加藤 重和	